

電子契約に関する質疑応答集

No.	分類	件名	質問	回答	更新日
1	電子契約サービス	電子契約サービス名	利用する電子契約サービスは何ですか。	弁護士ドットコム株式会社が提供する「クラウドサイン」を利用します。	令和7年3月21日
2	電子契約サービス	クラウドサインのアカウント登録の要否	電子契約を締結するに当たり、クラウドサインのアカウント登録が必要ですか。	不要です。	令和7年3月21日
3	電子契約サービス	電子契約サービスの利用可能時間	電子契約サービスの利用可能時間に制限はありますか。	利用可能時間は、24時間365日（計画停止／定期保守を除く）となります。	令和7年3月21日
4	電子契約サービス	アップロードできる書類形式	電子契約サービスにアップロードできる書類形式はPDFのみですか。ExcelやWordはアップロードできないのですか。	PDFのみアップロード可能です。 ExcelやWordの場合、アップロードしてからPDFに変換する際に様式等が崩れたままデータ保存されてしまうことを防ぐためにPDFのみの対応となっています。	令和7年3月21日
5	電子契約サービス	PDFデータ作成時のソフトウェアの制約	請書のPDFデータを作成・編集する際、使用するソフトウェアに制約はありますか。	Adobe社製以外のPDF編集ソフト（「いきなりPDF」等）を使用した場合は、電子署名が適切に付与されないおそれがあります。そのため、これらのソフトを使用した場合は、お手数ですが、以下のいずれかの方法により再出力した上で、電子契約サービスにアップロードをお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ■ Microsoft Print to PDF を用いてPDFを再出力する ■ ブラウザ（Google Chrome 又は Microsoft Edge）の印刷機能を用いてPDFを再出力する 	令和8年2月16日

電子契約に関する質疑応答集

No.	分類	件名	質問	回答	更新日
6	電子契約サービス	電子契約書のダウンロード方法	電子契約締結後、契約書はどのようにダウンロードできますか。	契約締結完了後、すべての承認者に電子契約書のPDFファイルが添付されたメールが送付されます。容量が大きい場合は、メールのURLからダウンロードできます。	令和7年3月21日
7	電子契約サービス	電子署名前のPDFデータのダウンロード可否	電子契約サービス上で同意する前に電子署名前のPDFデータをダウンロードすることは可能ですか。	可能です。	令和7年4月28日
8	電子契約サービス	確認依頼メールの届く順番	電子契約利用同意書に記載した契約事務担当者、契約締結権限者に対して、確認依頼メールは一斉に届きますか。一名ずつ順番に届きますか。一名ずつ順番に届く場合、どのような順番で届きますか。	確認依頼メールは、電子契約利用同意書に記載されている承認者の数字が大きい順に一名ずつ届きます。	令和7年4月28日
9	電子契約の対象範囲	契約締結方法の決定方法	電子契約となるか書面による契約となるかはどのように決まりますか。	電子契約の対象となる契約の場合、契約相手方の決定後、県の契約事務担当者から契約締結方法について意向確認を行いますので、電子契約とするか書面による契約とするかを選択してください。 ただし、システム障害その他のやむを得ない事情により、電子契約の対象となる契約であっても、事業者の同意を得た上で書面による契約とする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。	令和7年3月21日
10	電子契約の対象範囲	入札参加資格承認者以外の利用可否	入札参加資格承認者でない場合も電子契約サービスを利用できますか。	利用できます。	令和7年4月28日

電子契約に関する質疑応答集

No.	分類	件名	質問	回答	更新日
11	電子契約の対象範囲	協定の電子契約対象可否	協定は、電子契約の対象ですか。	協定は、電子契約の対象外です。 なお、協定の名称であっても、その内容が明らかに電子契約の対象となる契約であると認められる場合は、対象となります。	令和7年3月21日
12	電子契約の対象範囲	単価契約の電子契約対象可否	単価契約は、電子契約の対象ですか。	対象です。	令和7年3月21日
13	電子契約の対象範囲	仮契約の電子契約対象可否	仮契約は、電子契約の対象ですか。	対象です。	令和7年12月4日
14	電子契約の対象範囲	産業廃棄物処理委託契約の電子契約対象可否	産業廃棄物処理委託契約は、電子契約の対象ですか。	対象です。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4項では「委託契約は、書面により行い」と定められていますが、「情報通信技術を活用した行政の推進等に係る法律」第9条第1項、及び「環境省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政に推進等に関する法律施行規則」第13条第1項により、当該法令で書面等により行うことが規定されているものについても、電磁的記録により行うことができることとなっています。	令和7年3月21日
15	契約事務	電子契約サービスを利用できる書類	契約書類以外を電子契約サービスにより提出できますか。	電子契約サービスで取り扱う書類は、契約書及び請書（書面による契約の場合に製本する書類）のみであり、それ以外の書類については、従来どおりの取扱いとなります。	令和7年3月21日

電子契約に関する質疑応答集

No.	分類	件名	質問	回答	更新日
16	契約事務	共有アドレス等の使用の可否	契約事務担当者、契約締結権限者のメールアドレスに複数人の共有アドレスやメーリングリストを使用してもよいですか。	宮城県が使用する電子契約サービスではメール認証により本人確認を行っており、共有アドレスやメーリングリストでは誰が同意したかの特定が困難となるため、契約事務担当者、契約締結権限者のいずれについても、個人のメールアドレスの使用を推奨します。 なお、やむを得ず契約締結権限者のメールアドレスに共有アドレスやメーリングリストを使用する場合は、契約締結権限のない方が同意しないようご注意ください。	令和7年4月28日
17	契約事務	契約締結権限者に代表者以外を設定することの可否	契約締結権限者は、必ず法人の代表者である必要がありますか。	社内規定等により契約締結権限を有する方であれば、必ずしも代表者である必要はありません。	令和7年4月28日
18	契約事務	同一のメールアドレスの設定可否	契約締結権限者と契約事務担当者で同一のメールアドレスを設定することは可能ですか。	同一のメールアドレスを設定することはできません。 1つのメールアドレスしかない場合は、メールアドレスの新設をご検討いただくか、契約締結権限者のみを設定してください。	令和7年4月28日
19	契約事務	電子契約利用同意書の記載事項の変更	電子契約利用同意書に記載した情報に変更があった場合、どうすればよいですか。	電子契約利用同意書の提出後、契約締結までの間に契約事務担当者や契約締結権限者、それぞれのメールアドレスに変更があった場合は、県の契約事務担当者へ連絡の上、電子契約利用同意書を再度提出してください。 なお、電子契約利用同意書は案件ごとに提出いただくこととしますので、契約締結後に変更があった場合には、次に県と契約を行う際に提出する電子契約利用同意書で、変更後の情報を記載してください。	令和7年4月28日

電子契約に関する質疑応答集

No.	分類	件名	質問	回答	更新日
20	契約事務	契約保証証書の提出時期	これまでは契約書頭書を作成後、それを基に契約保証契約を締結し、契約書と契約保証証書を同時に提出することが可能でした。電子契約の場合、契約保証証書の提出時期はいつになりますか。また、希望すれば契約書案をメールなどで先に提供してもらえますか。	契約保証証書は契約締結前に提出が必要ですので、電子契約の場合、契約保証証書をご提出いただいた後に、県の契約事務担当者において確認の上、契約書をアップロードし、契約手続を進めます。 また、事前に契約書案が必要である場合は、県の契約事務担当者にご相談ください。	令和7年4月28日
21	契約事務	電子契約利用同意書の提出が必要な場合	電子契約利用同意書は、契約案件ごとに提出する必要がありますか。	お見込みのとおりです。	令和7年3月21日
22	契約事務	当初契約における電子契約利用同意書の提出方法	当初契約に係る電子契約利用同意書は、どのように提出すればよいですか。	【物品・役務】 原則、物品等電子調達システムに登録しているメールアドレスから県の契約事務担当者に提出してください。当該システムを利用していない場合は、メールにより県の契約事務担当者に出してください。 【工事・建設関連業務】 宮城県建設工事等電子入札システムの提出機能により提出してください。（県の契約事務担当者から契約相手方に提出依頼を行います。） なお、当該システムを利用していない場合は、メールにより県の契約事務担当者に出してください。	令和7年12月4日
23	契約事務	変更契約における電子契約利用同意書の提出方法	工事・建設関連業務における変更契約に係る電子契約利用同意書は、どのように提出すればよいですか。	発注機関の指示に従ってください。	令和7年12月4日

電子契約に関する質疑応答集

No.	分類	件名	質問	回答	更新日
24	契約事務	当初契約で電子契約利用同意書を提出済みの場合の変更契約での提出要否	当初契約を締結する際、電子契約利用同意書を提出済みで、変更契約でも電子契約を利用する場合、再度電子契約利用同意書の提出が必要ですか。	必要です。変更契約に当たっても再度電子契約利用同意書を提出してください。	令和7年3月21日
25	契約事務	契約日の確認方法	電子契約の契約日はどのように確認できますか。	紙の契約書と同様に契約日を表示します。また、電子契約書に付与されたタイムスタンプの日付を確認することでも、契約日を確認できます。 タイムスタンプの日付は、電子契約書をAdobe Acrobat Readerで開き、署名パネルを表示することにより確認できます。具体的には、「署名パネル→一番下のバージョン→署名の詳細→証明書の詳細」とクリックすると、ウィンドウ下部の「パスの検証および失効確認は、保証された（タイムスタンプ）時刻に行われました：」という文言の下にタイムスタンプの日付が表示されます。	令和7年3月21日
26	契約事務	確認依頼メールのURL有効期限が切れた場合の対応	確認依頼メールのURL有効期限が切れた場合はどうすればよいですか。	確認依頼メールを再送しますので、県の契約事務担当者までご連絡ください。	令和7年4月28日
27	契約事務	契約締結後の訂正	契約締結後に契約書に誤りが発覚した場合、どのように対応すればよいですか。	県の契約事務担当者までお問い合わせください。	令和7年3月21日

電子契約に関する質疑応答集

No.	分類	件名	質問	回答	更新日
28	契約事務	変更契約を当初契約と異なる契約方法とすることの可否	変更契約は、当初契約と異なる契約方法とすることはできますか。具体的には、当初契約を書面による契約とした場合、変更契約を電子契約とすることは可能ですか。また、当初契約を電子契約とした場合、変更契約を書面による契約とすることは可能ですか。	いずれも可能です。	令和7年3月21日
29	契約事務	請書の押印の要否	電子契約サービスにアップロードする請書には押印する必要はありますか。	電子契約サービスを利用して請書を提出する場合、電子契約サービス上で電子署名とタイムスタンプが付与されるため、押印は不要です。	令和7年4月28日
30	契約事務	建設リサイクル対象工事の取扱い	建設工事において、建設リサイクル法の対象の場合、建設リサイクル法に係る届出はどのように提出しますか。	建設リサイクル法に係る届出については、県の工事担当者に確認を受けたものを、電子データにより県の契約事務担当者に提出してください。その後、県の契約事務担当者において、当該届出を契約書とともにアップロードし、契約手続を進めます。	令和7年4月28日
31	法令・例規の規定・解釈	タイムスタンプの有効期限	タイムスタンプの有効期限はいつまでですか。	有効期限は10年間です。 したがって、契約期間が10年を超える契約、期間の定めのない契約及び自動更新条項が設けられた契約は電子契約の対象から除外しています。	令和7年3月21日
32	法令・例規の規定・解釈	法令等の規定により書面による契約書を作成することが義務付けられている契約の具体例	法令等の規定により書面による契約書を作成することが義務付けられている契約は電子契約の対象外とされていますが、その具体例を教えてください。	下記のとおりです。 ・事業用定期借地契約（借地借家法23条） ・企業担保権の設定又は変更を目的とする契約（企業担保法3条） ・任意後見契約書（任意後見契約に関する法律3条） なお、上記の契約は、県が締結する物品の購入、借入れ及び売払い、役務調達並びに建設工事及び建設関連業務に関する契約に該当しないため、ただし書で改めて対象外とする必要はありませんが、明確化のため記載しているものです。	令和7年3月21日